

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

○ 概要

障害者差別解消法の規定に基づく国の基本方針に即して、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めるもの。（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- ・ 国の制定は**法的義務**。県の制定は**努力義務**。
- ・ **宮城県職員**（**警察の職員を除く**。会計年度任用職員、臨時及び非常勤の職員を含む。）が対象。

○ 国の基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針）

第 3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項

地方公共団体等における対応要領の作成については、地方分権の趣旨に鑑み、法においては**努力義務**とされている。地方公共団体等において対応要領を作成する場合には、2 対応要領（1）対応要領の位置付け及び作成手続及び（2）対応要領の記載事項に準じて行われることが望ましい。国は、地方公共団体等における対応要領の作成に関し、適時に資料・情報の提供、技術的助言など、所要の支援措置を講ずること等により協力しなければならない。

○ 構成

<p>(目的)、(定義)</p>	
<p>(不当な差別的取扱いの禁止)</p>	<p>事務又は事業を行うに当たり、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、行政サービスや各種機会の提供を拒否したり、障害者でない者に対して付さない条件を付けたりして障害者の権利利益を侵害してはならない。 例) 障害を理由に窓口対応を拒否する。障害を理由に対応の順序を後回しにする。</p>
<p>(合理的配慮の提供)</p>	<p>事務又は事業を行うに当たり、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供をしなければならない。 対応例) 採用試験において点字の募集要項を用意等 (人事課) 選挙公報について点字版や音声版 (CD) を用意等 (選挙管理委員会)</p>
<p>(相談体制の整備)</p>	<p>職員による障害を理由とする差別に関する障害者からの相談等に的確に対応するための相談窓口は、障害福祉課企画推進班とする。 なお、教育委員会の所管に属する学校の相談窓口は、教育委員会が別に定める。 →総務課、教職員課、特別支援教育課、高校教育課、施設整備課、各学校、総合教育センター</p>
<p>(研修・啓発)</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、別紙に定める留意事項を踏まえ、必要な研修を行うものとする。 対応例) 職員研修において障害者差別解消に関する講義を実施 (公務研修所)</p>
<p>(監督者の責務)、(その他)</p>	

○ 国における対応要領の改定

【内閣府】

令和6年1月9日付け事務連絡により、対応要領の改定（令和6年4月1日施行）を行い、内閣府ウェブサイトへ公表した旨、各自治体に連絡があった。

・ 改定の概要

定義 (第2条関係)	○精神障害には、発達障害のほか、「高次脳機能障害を含む」ことを規定した。 ○心身の機能の障害には、「難病等により起因する障害を含む」ことを規定した。
研修及び啓発 (第7条関係)	研修の記載に関し、「 障害者から話を聞く機会を設けるなど、 」の文言を追加し、より具体的に規定した。
不当な差別的取扱い (別紙第1～3関係)	○社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用、介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当することを規定した。 ○正当な理由がなく不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例を追加した。 ○正当な理由があるため不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例について規定した。
合理的配慮 (別紙第4～6関係)	○建設的対話による相互理解の重要性について規定した。 ○合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例及びルール又は慣行の柔軟な変更の例を追加した。 ○合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例について規定した。
その他	文言の整理等を行った。

【警察庁】

内閣府と同様の改定を行っている。（令和6年4月1日施行）

○ 警察本部の対応状況

警察庁の改定に準じた内容で改正の準備を進めている。

